

平成19年度 保 育 園 児 童 募 集

[入園申し込みできる児童]

入園できる基準に該当し、香美市に居住し住民登録している児童
基準については、左のページをご覧ください。

[受付期間および場所]

平成19年1月15日(月)～2月9日(金) 8:30～17:15 (ただし、土・日は除く)

香美市教育委員会 幼保支援課 (☎53-1088)

香北分室 (☎59-2312)

物部分室 (☎58-3118)

1月18日(木)13:00～15:00は、繁藤出張所でも受付をします。

2月7日(水)13:00～17:15は、双葉保育園でも受付をします。



[入園申込用紙について]

申込書等一式は教育委員会幼保支援課・香北・物部分室、繁藤出張所、各保育園にありますので、新たに入園申込をする場合は取りにおいでください。なお、現在入園している児童は、在園している保育園で配付します。

保育園名	定員	保 育 時 間	年 齢
山田保育園	90	(月～金) 7:30～18:30 (土) 7:30～12:30	0歳～5歳(0歳児は2カ月以上)
さくら保育園	120	(月～土) 7:30～18:30	1歳～5歳
片地保育園	60	(月～金) 7:50～17:30 (土) 7:50～12:30	1歳～5歳
楠目保育園	60		
明治保育園	90		
じんざん保育園	45		
新改保育園	45		
若藤保育園	30	(月～金) 8:00～16:30 (土) 8:00～12:00	3歳～5歳(年度途中でも3歳になれば入園可)
美良布保育園	135	(月～土) 7:30～18:30	0歳～5歳(0歳児は2カ月以上)
双葉保育園	30	(月～金) 7:30～18:00 (土) 美良布保育園で合同保育	1歳～5歳(年度途中でも1歳になれば入園可)
大栃保育園	60	(月～金) 7:30～18:30 (土) 7:30～12:00	0歳～5歳(0歳児は6カ月以上)
ひまわり保育園 (私立)	60	(月～金) 7:30～18:30 (土) 7:30～17:00	0歳～2歳(0歳児は産休明けから)

保育時間は、居残り・延長保育時間を含みます。

平成19年度から、さくら保育園でも「土曜日一日保育」を実施することになりました。

[保育園へ入園できる基準]

保育園へ入園できる児童は、保護者のいずれもが次の ~ のいずれかに該当し、また同居している方も児童を保育することができないと認められる場合です。

- 居宅外で働くことを常態としていること。
- 居宅内で児童と離れ、日常の家事以外の仕事をするを常態としていること。
- 妊娠中、または出産後間がないこと。
- 病気や負傷、または心身に障害を有していること。
- 長期にわたり疾病の状態にあるまたは心身に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 前各号に類する状態にあると市長が認める場合。

育児、家事および集団教育目的は入園理由となりません。
保育園に園区はありません。
求職中であっても申し込みできますので、ご相談ください。

年金受給者のみなさまへ 「平成18年分 公的年金等の 源泉徴収票」が送付されます



国民年金・厚生年金保険および共済組合などから支給される老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、課税の対象となります。

金につきましては、課税の対象となっていないため源泉徴収票は発行されません。

20歳になったら 国民年金

成人式を迎えられるみなさん、おめでとうございませぬ。

20歳になるとみんな「国民年金」に加入しないといけません。ご存じですか？

「国民年金」は、老後はもちろん病気やケガなどで収入がとだえても、誰もが安心して生活を送れるように社会全体で支え合う制度です。「国民年金」には、学生や自営業者等が加入する「第1号被保険者」、会社員や公務員等が加入する「第2号被保険者」、第2号被保険者の被扶養配偶者が加入する「第3号被保険者」の3種類があります。

20歳になると、まず年金手帳と納付案内書が送られてきます。その年金手帳に記載された基礎年金番号は、年金を受給するときはもちろん、会社に就職するときなど一生使いまわすので、大切に保管してください。

「国民年金」は、学生のみなさんにも保険料の納付が義務付けられています。が、「学生納付特例制度」をご利用いただくと、在学期間の保険料を社会人になつてから納めることができます。

また、学生以外の20歳代の方には、本人および配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

いずれの制度も、保険料・医療年金係にて受付けておられますので、保険料の納付が困難な場合はご相談ください。

【問い合わせ先】

・ 南国社会保険事務所
☎ 088・864・1111
・ 香美市保険課医療年金係
☎ 53・3115

この「源泉徴収票」には、平成18年中に支払われた年金の総額、年金から天引きされた介護保険料の金額、源泉徴収税額および控除内容などが記載されています。確定申告の際には、この「源泉徴収票」が必要ですので、大切に保管してください。

紛失された場合は、南国社会保険事務所までご連絡をお願いいたします。なお、障害年金や遺族年金

税務課固定資産税係より

耐震改修住宅の固定資産税減額制度をご存じですか！

平成18年度税制改正により、耐震改修促進のための制度が創設されました。昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、現行の耐震基準に適合する改修工事費30万円以上の耐震改修工事をした場合、固定資産税が最大で3年間半額になります。

この減額を受けるには、工事完了後3カ月以内に建築士等による固定資産税減額証明書を添えて税務課に申告する必要があります。

(1) 対象住宅

建築時期	昭和57年1月1日以前
住宅の種類	専用住宅、共同住宅、併用住宅（ただし、居住部分割合が2分の1以上）
耐震改修の証明	次のいずれかの者による証明を受けていること。 （建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、地方公共団体 1） 1については高知県木造住宅耐震助成事業を受けて耐震改修を行った場合のみ
改修工事完了日	平成18年1月1日～平成27年12月31日
改修工事金額	一戸あたり30万円以上
申告書の提出	耐震改修工事の完了後3カ月以内に、市長あてに申告する必要があります。

(2) 減額範囲

当該家屋の固定資産税 = 1戸につき120㎡までの相当分について2分の1（120㎡を超える部分は減額されません）

(3) 減額期間

耐震改修の完了日	減額期間
平成18年1月～平成21年12月	改修後3年間
平成22年1月～平成24年12月	改修後2年間
平成25年1月～平成27年12月	改修後1年間

(4) 提出する書類

(ア) 耐震基準適合住宅に対して課する固定資産税の減額に関する申告書

(イ) 固定資産税減額証明書（地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書）

(イ)については、登録住宅性能評価機関が発行する「住宅性能評価書」（耐震等級1～3）の提出によることも可能ですが、費用確認書類を別途添付する必要があります。

固定資産税土地評価について特殊なケースでは申し出を!!

香美市では、土地の評価について固定資産税評価基準に定められている「適正な時価」を求めることに努めていますが、市全域にわたる大量評価のため、下記のような特殊な事例では対象地の価格形成要因すべてを把握できていないケースがあります。このため外観では把握できない価格形成要因は、固定資産の所有者による申し出により、固定資産評価額に反映する申出制を採用しています。特殊な価格形成要因を内包する土地を所有されている納税者の方は、税務課固定資産税係までご連絡ください。

外観からは把握できない価格形成要因の例（一部）

公法上（都市計画法、建築基準法、一部条例など）の規制により、建築物の建築確認を得ることが困難な場合（一部評価額に反映されているものもあります）

特別に災害の危険性が高い土地 など

【問い合わせ先】税務課固定資産税係（☎53 - 3116）